

# 令和2年度人事行政の運営等の状況

## 1 職員の任免に関する状況

### 1 採用の状況(令和2年4月1日現在)

(単位：人)

職種	男性	女性	計
消防吏員	12	0	12
計	12	0	12

### 2 再任用の状況(令和2年4月1日現在)

(単位：人)

職種	採用人数	備考
一般行政職	8	短時間勤務

### 3 職位別任用状況(令和2年4月1日現在)

(単位：人)

標準的な職名		消防長 参与	次長 副参与	課長 署長	副課長 副署長 分署長	主幹	合計
職員数	消防本部	2	2	4	8	9	25 (0)
	消防署			1	9	24	34 (0)
	計	2	2	5	17	33	59 (0)
昇任者数(令和2年度)		2	2	2	7	9	22 (0)

(注) ( )内は女性数であり、内書きとする。

### 4 退職の状況

(単位：人)

事由	男性	女性	計
定年	2	0	2
勸奨	0	0	0
その他	5	1	6
計	7	1	8

## 2 人事評価の状況

### 1 勤務成績の評定について

評定の種類	概要	評定の活用	対象人数
人事評価	人事評価制度は、全職員を対象に、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力・勤務態度に基づき評価する「能力評価」・「勤務態度評価」と業績に基づき評価する「業績評価」を実施しています。 評価結果は、本人に通知し、今後の人材育成に活用するとともに、次年度以降の人事異動等の参考資料にしています。	勤務手当、昇給、昇任昇格	198人 ※育児休業等は除きます。

### 2 勤務成績の評定について

評定の種類	概要	評定の活用	対象人数
新規採用職員 勤務評定	地方公務員法で定められた6ヶ月の条件付採用期間の勤務を評定します。	正式採用	12人

## 3 人件費、職員の給与の状況

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(元年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)元年度の人件費率
令和2年度	H3.3.31 170,342人	千円 2,444,431	千円 165,565	千円 1,793,940	% 73.4	% 72.7

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費				職員1人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和2年度	人 214	千円 746,899	千円 274,959	千円 329,962	千円 1,351,820	千円 6,347

- (注) 1 職員手当には退職手当は含みません。  
2 職員数は令和2年4月1日現在の人数です。

### 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額(令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額
坂戸・鶴ヶ島消防組合	36.4歳	298,877円

(注)「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

#### (2) 初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区分	坂戸・鶴ヶ島消防組合	坂戸市 (一般行政職)	国 (一般行政職)

大学卒	201,200 円	188,700 円	182,200 円
高校卒	171,700 円	160,100 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和2年4月1日現在)

区 分	経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
大学卒	304,643 円	—	394,550 円	—
高校卒	—	352,600 円	378,200 円	385,675 円

(注) 各経験年数に該当する職員がない場合は「—」で表示してあります。

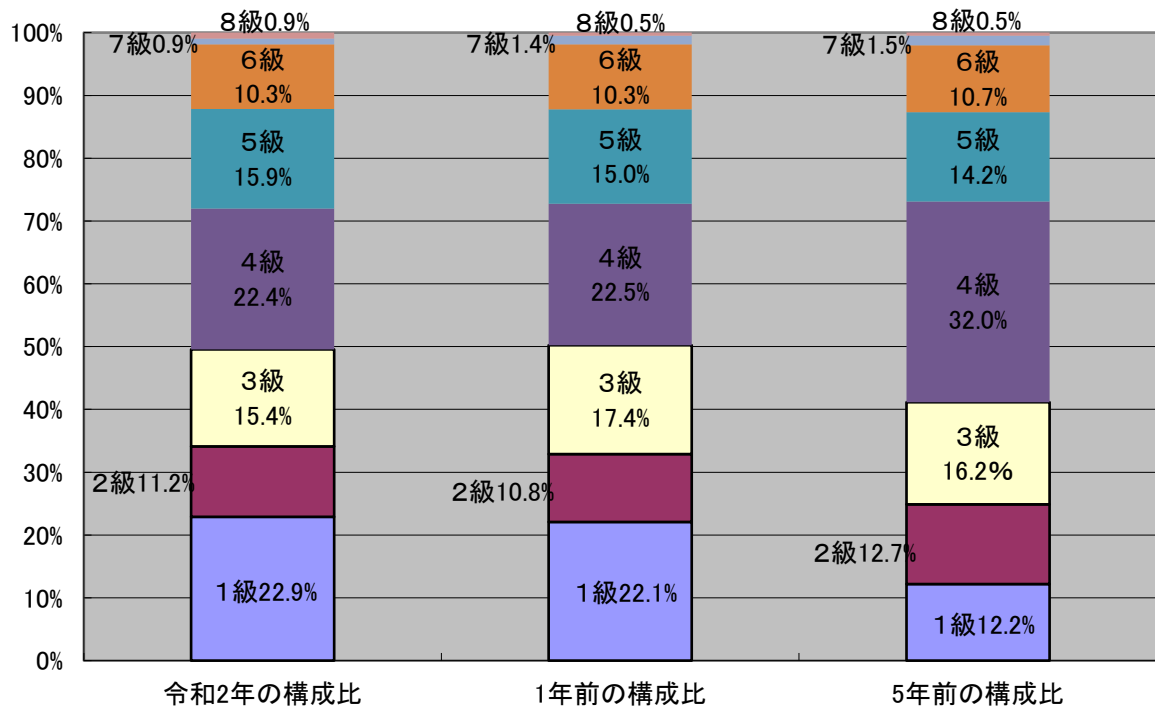
3 級別職員数等の状況

(1) 級別職員数(令和2年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給与月額	最高号給 の給与月額
1 級	主事補	人 49	% 22.9	円 146,100	円 247,600
2 級	主事	24	11.2	195,500	304,200
3 級	主任	33	15.4	231,500	350,000
4 級	主査	48	22.4	264,200	381,000
5 級	主幹	34	15.9	289,700	393,000
6 級	課長、署長、副課長、副署長	22	10.3	319,200	410,200
7 級	次長、副参与	2	0.9	362,900	444,900
8 級	消防長、参与	2	0.9	408,100	468,600

(注) 1 坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2) 昇級への人事評価の活用状況

令和2年4月1日から 令和3年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○		○	○
標準の区分のみ（一律）		○		

4 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当（令和2年4月1日現在）

坂戸・鶴ヶ島消防組合	国
(令和元年度、令和2年度) 1人当たり平均支給額 元年度 1,592 千円 2年度 1,542 千円	—

(令和元年度、令和2年度支給割合) 元年度 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.9月分 (1.45月分) (0.9月分)  2年度 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.9月分 (1.45月分) (0.9月分)	(令和元年度、令和2年度支給割合) 元年度 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.9月分 (1.45月分) (0.9月分)  2年度 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.9月分 (1.45月分) (0.9月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				

(2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

坂戸・鶴ヶ島消防組合			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
22,592千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に定年退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

## (3) 地域手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		80,987千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		378,443円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
坂戸市	10%	214人	10%

## (4) 特殊勤務手当の状況(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		16,754千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		102,785円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		76.2%	
手当の種類(手当数)		5	
手当の名称	支給を受ける者の範囲	左記職員に対する支給単価	
① 火災出動手当	消火作業等に従事したとき 新型コロナウイルス感染症に対処するための活動に従事したとき	1回 300 1日 3,000円又は4,000円 1,000円又は1,500円	
② 救急出動手当	救急作業等に従事したとき 新型コロナウイルス感染症に対処するための活動に従事したとき	1回 200円 救命処置を施した場合 救急救命士のみ 1回 500円 1日 3,000円又は4,000円 1,000円又は1,500円	
③ 救助出動手当	救助作業等に従事したとき 新型コロナウイルス感染症に対処するための活動に従事したとき	1回 300円 1日 3,000円又は4,000円 1,000円又は1,500円	
④ 機関員手当	機関の業務に従事したとき	機関員 1当務 150円 副機関員 1当務 100円	
⑤ 深夜特殊業務手当	午後9時30分から翌日の午前6時30分 までの間当務したとき	1当務 600円	

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度実績)	27,509千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	191,034円
支給実績(令和元年度実績)	41,216千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	284,249円

## (6) その他の手当(令和2年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額(2年度決算)
扶養手当	扶養親族のあるすべての職員	同		千円 29,202	円 278,114
住居手当	・自ら居住するための住居を借り、月額12,000円以上の家賃を支払っている職員 ・所有する住宅に居住している職員で世帯主	異	持ち家の手当額 国 : なし 本組合 : 5,500円	20,833	152,065
通勤手当	片道2km以上で交通機関や自動車等を利用しなければ通勤が困難な職員	同		12,278	66,728
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に定額で支給 42,000円～70,000円	同		32,868	547,800
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合	同		1,801	58,096

## 5 特別職の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分		報酬月額等
報 酬	管理者 副管理者	24,000円 18,500円
	議長 副議長 議員	19,500円 18,500円 17,500円
期 末 手 当	管理者 副管理者	(令和2年度支給割合) 4.45月分
	議長 副議長 議員	(令和2年度支給割合) 4.45月分

## 6 職員数の状況

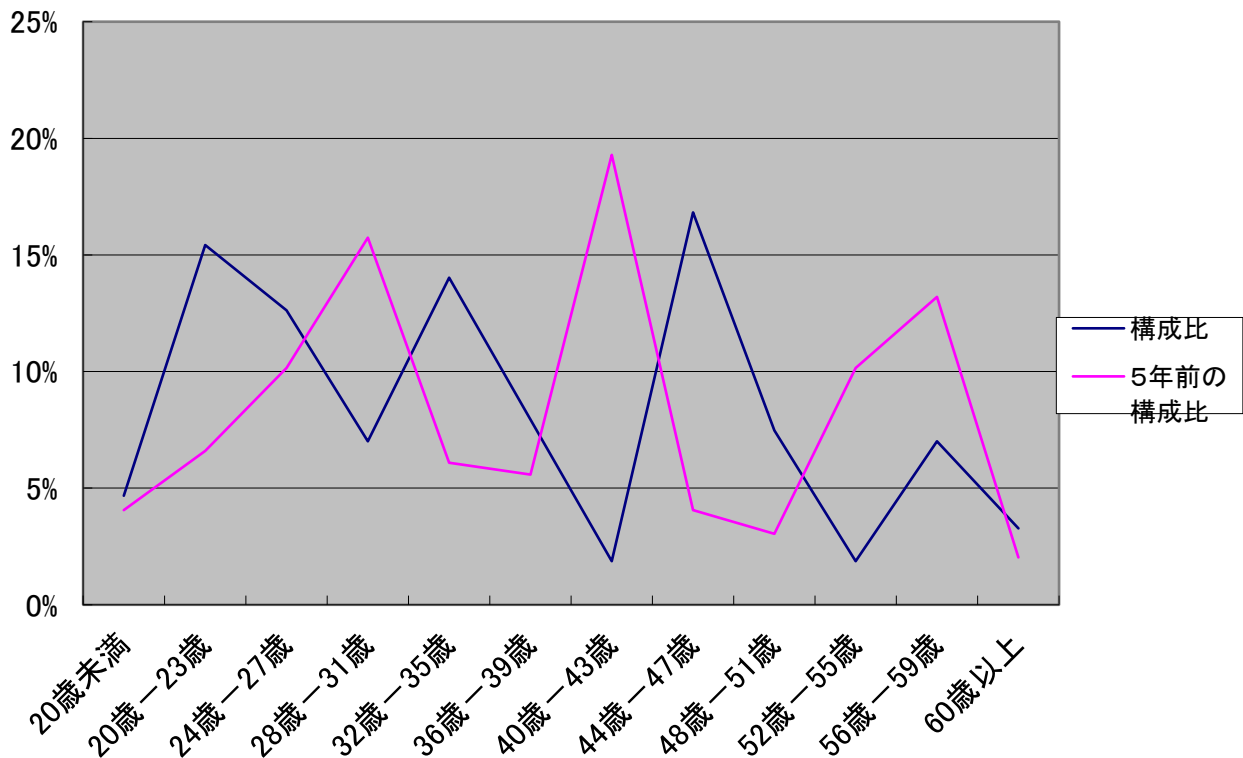
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和元年度	令和2年度		
特別行 政部門	消 防	213	214	+1	短時間再任用の採用増加。
合 計		213	214	+1	

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和2年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	10	33	27	15	30	17	4	36	16	4	15	7	214

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)



年度 部門別	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	過去 5 年間の 増減数 (率)
消防職	191	195	199	205	211	212	21 (10.9%)
一般行政	6	4	5	4	2	2	-4 (-3.3%)
総合計	197	199	204	209	213	214	17 (8.6%)

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### 1 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり 38 時間 45 分と定められており、毎日勤務者においては毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（1 日につき 7 時間 45 分とする。）の勤務となります。

また、隔日勤務者においては、午前 8 時 30 分から翌日の午前 8 時 30 分まで（1 当務につき 15 時間 30 分とする。）の勤務となります。

##### 2 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇があります。それぞれの概要は以下のとおりです。

###### <年次有給休暇>

労働基準法第 39 条の諸規定に従って与えられる有給による休暇であり、年度毎に最高 20 日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高 40 日間となります。

###### <病気休暇>

勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。

###### <特別休暇>

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。（種類及び日数は下表のとおり）

###### <介護休暇>

配偶者、父母、子、配偶者の父母等の親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

（主な特別休暇の種類及び日数）

項 目	日 数
(1) 選挙権その他公民として権利を行使する場合	必要と認められる期間
(2) 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間

(3) 出産の場合	出産予定日 6 週間（多胎妊娠の場合には 14 週間）前から産後 8 週間を経過するまでの期間
(4) 妊娠中及び出産後 1 年以内の職員が母子保健法に規定される保健指導、健康診査を受ける場合	1 回につき 1 日の範囲内で必要と認められる時間
(5) 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
(6) 生後 1 年に達しない子を育てる場合	1 日 2 回それぞれ 30 分間
(7) 忌引の場合	（例）配偶者、父母（血族）の場合 7 日、子（血族）の場合 5 日、伯叔父母の場合 1 日
(8) 結婚の場合	5 日の範囲内で必要と認められる期間
(9) 妻の出産の場合	3 日の範囲内で必要と認められる期間
(10) 職員の妻の出産に際して出産にかかる子及び小学校就学前の子を養育する場合	5 日の範囲内で必要と認められる期間
(11) 小学校就学前の子を看護する場合	一の年において 5 日の範囲内で必要と認められる期間（対象となる子が 2 人以上の場合は 10 日）

### 3 年次有給休暇の取得状況

年	総取得日数	取得人数	平均取得日数
令和 2 年度	3, 126. 1 日	213 人	14. 6 日
令和元年度	1, 813. 6 日	212 人	8. 6 日

※平成 30 年度から年次休暇の付与日が 4 月 1 日になりました。

### 4 時間外勤務の状況

年度	総時間外勤務時間	支給対象人数	支給職員一人当たり月平均時間外勤務時間
令和 2 年度	9, 935 時間	144 人	5. 7 時間
令和元年度	15, 158 時間	145 人	8. 7 時間

## 5 職員の休業に関する状況

### 1 育児休業

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて 3 歳に満たない子を養育するため、子が 3 歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間について、給与は支給されません。

### 2 部分休業

部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その 3 歳に満たない子を養育するため 1

日の勤務時間の一部（2時間を限度）について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。

休業者の内訳	休業の種類		部分休業	うち新規
	育児休業	うち新規		
取得者合計	2	0	2	0
うち女性	2	0	2	0
うち男性	0	0	0	0

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

### 1 分限処分の状況

(人)

事由	種類	降任	免職	休職	計
勤務成績がよくない場合		0	0		0
心身の故障の場合		0	0	3	3
職に必要な適格性を欠く場合		0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合				0	0
条例で定める事由による場合				0	0
計		0	0	3	3

### 2 懲戒処分の状況

(人)

事由	種類	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合		0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又職務を怠った場合		0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合		0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

## 7 職員のサービスの状況

### 1 職務専念義務免除の状況

人間ドック (脳ドック等含む)	リフレッシュ休暇	その他	合計
0件	22件	65件	87件

### 2 営利企業等従事状況

地域活動	研修等講師	その他	合計

0件	0件	0件	0件
----	----	----	----

## 8 職員の研修の状況

### 1 学校研修

研修名	日数	参加者数	実施機関等
第142期初任教育	109日	6人	埼玉県消防学校
第16期警防科	9	2	〃
第10期特殊災害科	7	2	〃
第12期予防査察科	9	2	〃
第142期・第143期救急科	各35	5	〃
第34期救助科	19	1	〃
第48期初級幹部科	9	2	〃
指導救命士特別教育訓練	16	1	埼玉県消防学校救急救命士養成課程

### 2 その他の研修

研修名	日数	参加者数	主催機関等
チェーンソー作業従事者特別教育講習会	3日	4人	コマツ教習所
潜水技術研修	5	1	ニッスイマリン工業株式会社 日本サバイバルトレーニングセンター
2級小型船舶操縦士免許取得講習	3	2	ヤマハボートスクール
玉掛け、小型移動式クレーン技能講習	各3	2	江南クレーン技能教習所
酸素欠乏・硫化水素危険作業技能講習	3	2	(公社)産業安全衛生協会
ガス溶接技能講習	2	1	(公財)埼玉県溶接技能協会
第26回 NIRS 放射線事故初動セミナー	4	1	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
消防・救急緊急自動車運転技能者課程	4	1	自動車安全運転センター
課長級、課長補佐級、中級、主査級、窓口・クレーム対応、フォローアップ、セルフリーダーシップ、OJT促進、人づくりセミナー	各1～3	17	彩の国さいたま自治人材開発センター
職員研修（公務員倫理研修）	3	191	(株)インソース
人事評価制度研修	2	15	(株)インソース

## 9 職員の福利及び利益の保護の状況

### 1 福利厚生制度に係る負担状況

(1) 共済組合への負担金の状況

・共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である坂戸・鶴ヶ島消防組合の負担金によって賄われています。坂戸・鶴ヶ島消防組合の負担率は法定されており、令和2年度は次のとおりです。

共済組合の名称	負担金の額
埼玉県市町村職員共済組合	267,000,161 円

(2) 補助金の負担状況

名 称	金 額
職員自己啓発事業補助金	736,000 円

2 公務災害の発生状況

名 称	件 数
公務災害	1 件

**10 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況**

令和2年度の公平委員会への勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求の状況は、ありませんでした。

**11 職員の退職管理の状況**

退職管理とは、地方公務員法及び坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の退職管理に関する規則に基づき、当消防組合を退職した後に営利企業等に再就職した元職員が、職員に対して、職務上の行為をするように依頼等を行うことを規制し、公務の公正な執行を確保しています。

なお、令和2年度における依頼等はありませんでした。